

マンション大規模修繕工事に潜む闇 悪質コンサルに騙されず大規模修繕工事を 乗り切るポイント

マンション管理士 飯田勝啓

Contents

1. 不適切コンサル問題とは
2. 大規模修繕工事の方式と正しい進め方
3. 不適切コンサルの実態
4. マンション改修業界の今
5. 管理組合が騙されないための対応策は
6. マンションでの大規模修繕工事への提案

国土交通省から出された 1通の通知文書

国土交通省 住宅局
国土地理院 第1021号
平成28年6月27日

国土交通省 住宅局
国土地理院 第1021号
平成28年6月27日

設計コンサルタントを併用したマンション大規模修繕工事の委任等の
相談窓口の通知について（通知）

平成28年3月にマンションの管理の適正化に関する指針（平成13年8月1日
国土交通省令第128号）が改正され、「工事の委任等」については、前掲
指針等に准拠して、適正に行われる必要がある」とされたことです。工事の
委任等の適正化に向けては、マンションの大規模修繕工事の委任等に関する相
談窓口の活用が重要であることが有効であると考えられます。
このため、相談窓口におかれましては、所定の広域協議会を主催する又は貴団体の
議の役員を兼任する等の方法により、管理組合に対する別添の内容の通知に關し
格別のご協力をお願いいたします。

ここからマンション
改修業界で常態化
されてきた
不適正コンサルの
実態が明らかに
なった。

修繕積立金が 巻き上げられる

悪質コンサルのリポートを断つ
最近でつこの管理組合は「専門知識が不足する」「後援修繕の積立
金も計費所収のコンパイルが不明瞭」などの問題が顕在化している

不適切コンサルの
実態が次々曝露！

業者にだまされない
マンション管理と大規模修繕

週刊ダイアモンド
AERA

知れざる大規模修繕の闇
リポートから露見まで

「マンション大規模修繕工事の委任等に関する指針」が改正され、「工事の委任等」については、前掲指針等に准拠して、適正に行われる必要がある」とされたことです。工事の委任等の適正化に向けては、マンションの大規模修繕工事の委任等に関する相談窓口の活用が重要であることが有効であると考えられます。このため、相談窓口におかれましては、所定の広域協議会を主催する又は貴団体の議の役員を兼任する等の方法により、管理組合に対する別添の内容の通知に關し格別のご協力をお願いいたします。

期を同じく不正がメディアで取り上げられる...